(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　保安林の所在場所　三重県熊野市飛鳥町佐渡字岡地四二、七〇一、七〇六の一、七〇六の三、七〇九の一、七〇九の二、七一四の一、七一四の二、七一五から七一八まで、七一九の一、七一九の二、七二二、七二八、七二九、七三一、七三六、七三七、七三九、七四〇の二、字北畑七二四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　保安林の所在場所　三重県熊野市飛鳥町佐渡字三次郎薮六三〇、字端無六五四、六五五、字地蔵堂六六二の一、六六二の三、六六四、六六五、六六八の一、六七〇、六七一、六七二の一、六七三の一、六七四の一、六七四の三、六七六、六七七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県大洲市肱川町山鳥坂二四七の八、二五三の五から二五三の七まで、二五四の五から二五四の七まで、二五五、二五八の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千五百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町本川三七五〇の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千五百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県宇和島市蒋渕一〇七七の二（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千五百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　解除に係る保安林の所在場所　香川県三豊市高瀬町佐股字青池乙一八六の四八から一八六の五一まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千五百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市木屋平字川上一の五から一の九まで（以上五筆国有林）・二（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県雲南市大東町篠淵字下山向九六八・字小ナメラ九六九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字滑一二三五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県雲南市大東町篠淵字下山向九六八・一二三二・字小ナメラ九六九・九七〇の一・九七一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県雲南市大東町篠淵字下山向九六八・字小ナメラ九六九・九七〇の一・九七一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県釜石市甲子町第一三地割二七一の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び釜石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏